

令和7年度服薬相談事業 Q&A

問1

服薬情報には、院内処方分も含まれるのか。

通知書には、院内処方分も含むレセプト上の全ての薬を記載しています。

(厳密には、医科外来レセプトの診療識別番号20番台(投薬など)と30番台(注射など)が含まれており、処置、在宅などは含まれません。)

問2

岡山県後期高齢者医療広域連合の被保険者数は何人で、今回の事業はそのうち何人が対象となる見込みなのか。

岡山県後期高齢者医療広域連合の被保険者数は、令和7年4月1日時点で331,002人であり、このうち今回の通知の対象者は約18,000人と見込んでいます。

問3

なぜ、6種類以上処方されている者と条件を設定したのか。

薬の種類数については、何剤からポリファーマシーであるかについて厳密な定義はありませんが、統計的には、高齢者では、処方されている薬が6種類以上になると、薬物有害事象の発生が増加するというデータがあるため、6種類以上処方されている方を対象にしています。

問4

レセプトデータから対象者を抽出する際の抽出条件はどのようになっているのか。

1. 共通条件

令和7年3月診療分(基準月)から3か月前(令和6年12月から令和7年2月)までのいずれかのレセプトで処方(調剤)された者(基準月内に服薬している可能性のある医薬品を対象)

2. 多剤服薬条件

基準月において、異なる医療機関から処方された医薬品(14日以上長期処方の内服薬(頓服除く))が6種類以上ある者

3. 重複服薬条件

異なる医療機関から同じ「薬理作用」の医薬品が処方されており、基準月に1日でも重複している者

※薬理作用：医薬品が生体に及ぼす作用のことであり、主に医薬品の添付文書を基に判定

※重複服薬の対象剤形：内服・頓服・内滴・外用

4. その他条件

通知書には、「2. 多剤服薬条件」または「3. 重複服薬条件」のいずれかを満たす者のうち、一緒に服用すると相互作用によって健康被害が生じる可能性のある複数医療機関を跨いだ併用禁忌及び慎重投与がある場合、その旨を表示

問5

抽出元のレセプトが、数か月前になるのはどういう理由によるものか。

また、この点を踏まえて、薬局での対応に注意すべきことがあるか。

対象者については、抽出元となるレセプトデータが医療機関から岡山県後期高齢者医療広域連合に届くのが診療月の2か月後であること、さらに、その後対象者抽出等レセプトデータの分析、通知書の作成に相当の日数を要することから、通知書発送日から数か月前のレセプト情報に基づき行っています。

このため、通知書には記載されているものの、現在は処方されていないという場合も発生します。この場合は、対象の方が通知を持参された際、薬局の窓口等で、聞き取っていただいたうえで対応していただく必要があります。

問6

「お薬に関するお知らせ」が被保険者に郵送されるとのことであるが、既存のお薬手帳がある場合、どのように対応すればよいのか。

被保険者の方が、既存のお薬手帳を持参された場合は、通常どおり対応してください。

ただし、この「お薬に関するお知らせ」は、レセプトデータを基に作成しており、概ね全ての処方薬が記載されていますが、お薬手帳の場合は漏れがあり得るので、御留意ください。

問7

被保険者が通知書を持ってこられた後、保険薬局では、どのように処理すればよいのか。

また、被保険者や医療機関に対して、どのように対応していくのか。

基本的には、お薬手帳を持参された場合と同様の対応をお願いすることになります。

- ①全てのお薬を確認し気になる点があれば、保険薬局から医療機関に連絡する旨を被保険者に伝える。
- ②被保険者から、通知書に掲載された薬品情報以降の最新の処方・調剤情報、残薬の情報及び副作用の自覚症状を聴取する。

問8

「お薬に関するお知らせ」を保険薬局ではなく医療機関に持ってきた場合、どのように対応すればよいのか。

「お薬に関するお知らせ」を医療機関に持参された場合は、必要に応じて処方の検討を行ってください。当該医療機関のみで完結しない場合、薬局へ持参するよう促してください。

通知書の記載内容を確認した上で、必要に応じて、問7の①～②を行ってください。

問9

**複数の医療機関から処方されている場合、薬局ではどの医療機関に対して情報提供をするのか。
また、医療機関同士の調整は、どのようにするのか。**

薬局から医療機関への処方検討の依頼、医療機関同士の情報提供や調整方法等について、現時点で、一律のルールを定めることは困難と考えておりますので、個々の状況に応じて薬局と医療機関、あるいは医療機関同士で連携して対応していただきたいと考えています。

問10

医師や薬剤師が、被保険者の服薬情報を見ることができるのは、個人情報保護の観点から問題ないのか。

「お薬に関するお知らせ」については、本人が自ら提示するものであり問題ありません。

ただし、「お薬に関するお知らせ」の情報を基に医療機関へ情報提供することについては、事前に本人の同意を得る必要がありますので、これらについて説明し、本人から文書又は口頭により同意を取得したうえで対応してください。

なお、文書による同意を取得せず口頭で同意を得る場合は、同意取得日等の記録を取っておくなど、後日、本人との間に疑義が生じることがないように御対応いただきますようお願いいたします。